

岩手県告示第513号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成22年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域 盛岡広域都市計画区域（別紙図面のとおり。）
- 2（1） 都市計画の種類 区域区分
- （2） 都市計画を変更した土地の区域
 - ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域
 - （ア） 盛岡市高松一丁目及び三丁目、北松園四丁目、三ツ割字上岩清水並びに下米内字閉伊街道の各地内（別紙図面のとおり。）
 - （イ） 紫波郡矢巾町大字藤沢第1地割及び第2地割の各地内（別紙図面のとおり。）
 - （ウ） 岩手郡滝沢村滝沢字牧野林及び巣子の各地内（別紙図面のとおり。）
 - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域
盛岡市厨川五丁目、南仙北三丁目、下厨川字鍋屋敷、字四十四田及び字穴口並びに玉山区芋田字武道の各地内（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、矢巾町役場及び滝沢村役場

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。